

中山間地域等直接支払制度の東海農政局管内における最終評価の結果

最終評価の目的

最終評価は、市町村段階、都道府県段階並びに全国段階において、その効果を検討・評価し、実効性の確保と制度全体の見直し等に活用することを目的としており、「集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等」、「集落協定等で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項」、「自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項等」について評価を実施するものです。

1.最終評価の結果

本制度に取り組む市町村長の評価結果を踏まえ、管内各県における中立的な第三者機関の検討を通じて提出された第 2 期対策の最終評価結果（平成 20 年度実績で評価）をもとに、管内各県の最終評価の結果と同評価等の集計による現行対策の実績を取りまとめたものです。

（1）総合評価

東海農政局管内の 3 県・46 交付市町村のすべてで「『おおむね評価できる』以上」

県や市町村における最終評価では、現行制度の集落協定における農業生産活動等の進捗状況や取り組むべき事項等の達成状況などの全体的な実施状況等を踏まえて、現行制度の効果や課題等から制度に対する総合的な評価として A～G の 7 段階評価を実施しました。

その結果、県による総合評価にあつては、3 県すべてが「おおむね評価できる」（B 評価）となりました。

また、市町村による総合評価にあつては、「おおいに評価できる」（A 評価）が 9 市町村（20%）、「おおむね評価できる」（B 評価）が 37 市町村（80%）となりました。

区分	総合評価の結果	東海（県）	全国（都道府県）	東海（市町村）	全国（市町村）
A	おおいに評価できる	0	14	9	347
B	おおむね評価できる	3	33	37	644
C	やや評価できる	0	0	0	38
D	さほど評価できない	0	0	0	2
E	ほとんど評価できない	0	0	0	0
F	全く評価できない	0	0	0	0
G	その他	0	0	0	0
	計	3	47	46	1,031

(2) 集落協定における農業生産活動等の進捗状況や取り組むべき事項等の達成状況について

集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等については、平成 19 年度に実施した中間年評価において、「平成 21 年度までに集落協定が取り組むべき事項等の目標を達成するためには市町村等の指導・助言が必要」と評価された集落協定について最終評価でフォローアップを行ったところ、中間年評価時点においては 243 協定（全協定の 17%）あったものが、最終評価時点においては 30 協定（2%）となっています。

達成状況		中間年評価	最終評価
集落協定数	東海	1,400	1,400
	全国	28,255	28,757
うち市町村の指導・助言がなくても、平成21年度までには、集落協定が取り組むべき事項等の目標が達成されると見込まれる集落協定数	東海	1,157	1,370
	全国	24,330	28,479
うち平成21年度までに集落協定が取り組むべき事項等の目標を達成するためには市町村等の指導・助言が必要な集落協定数	東海	243	30
	全国	3,925	278

2. 県最終評価等の集計による現行対策の実績

① 農用地の保全（直接的効果）

- ・ 11,611ha の農用地を対象として、1,415 の協定が締結され、適切な農業生産活動等が継続されました。
- ・ 集落等での共同取組活動により、水路 3,138km、農道 2,336km が管理されました。
- ・ 第 2 期対策期間において新たに、24ha の耕作放棄地が復旧し、13ha の農用地が、農業の振興を図るべき区域として農振農用地区域に編入されました。

② 多面的機能の確保（直接的効果）

- ・ 国土保全に寄与する取組として、428ha の周辺林地の下草刈りに取り組むとともに、自然生態系の保全活動として、魚類・昆虫類の保護や堆きゅう肥の施肥、景観作物の作付け等が行われました。
- ・ 棚田オーナー制度などの都市農村交流活動も活発に行われました。

③ 集落の活性化（間接的効果）

- ・ 本制度への取組を契機として、多くの集落において集落での話し合いの回数も増加し、集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果がありました。